

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○ 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第七条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第一条第四号中「から第四十四条まで」を「、第四十三条、第四十四条」に改め、<u>同条に次の一号を加える。</u></p> <p>六 <u>附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三条の二の規定</u> 平成二十九年四月一日</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は公布の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第七条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第一条第四号中「から第四十四条まで」を「、第四十三条、第四十四条」に改め、<u>同条第五号中「第十七条」の下に「から第十七条の四まで、第四十三条の二」を加える。</u></p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は公布の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p>

二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

三 第五条の規定（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第二項並びに附則第六条から第九条まで及び第十七条の規定 平成二十九年十月一日

四 第一条中国民年金法第二十七条の三第一項、第二十七条の四及び第二十七条の五の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十三条の三第一項、第四十三条の四及び第四十三条の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、附則第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十三条の規定 平成三十年四月一日

五・六 （略）

（検討）

第二条 （略）

2 政府は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）による年金積立金の運用の状況その他第五条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「新管理運用法人法」という。）の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者

（新設）

二 第五条の規定（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第二項並びに附則第六条から第九条まで及び第十七条の規定 平成二十九年十月一日

三 第一条中国民年金法第二十七条の三第一項、第二十七条の四及び第二十七条の五の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十三条の三第一項、第四十三条の四及び第四十三条の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、附則第十二条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十三条の規定 平成三十年四月一日

四・五 （略）

（検討）

第二条 （略）

2 政府は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）による年金積立金の運用の状況その他第五条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法（以下「新管理運用法人法」という。）の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者

による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。

(監査委員会の権限等に関する経過措置)

第六条 新管理運用法人法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。次条第一項及び第三項ただし書において「通則法」という。）第十九条第四項及び第五項の規定並びに新管理運用法人法第五条の十第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（次条第一項及び附則第八条において「第三号施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。

(役員に関する経過措置)

第七条 第三号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五条の規定による改正前の年金積立金管理運用独立行政法人法（次条において「旧管理運用法人法」という。）第

による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第二号に掲げる規定の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。

(監査委員会の権限等に関する経過措置)

第六条 新管理運用法人法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。次条第一項及び第三項ただし書において「通則法」という。）第十九条第四項及び第五項の規定並びに新管理運用法人法第五条の十第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条第一項及び附則第八条において「第二号施行日」という。）前に生じた事項にも適用する。

(役員に関する経過措置)

第七条 第二号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五条の規定による改正前の年金積立金管理運用独立行政法人法（次条において「旧管理運用法人法」という。）第

八条の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

3 厚生労働大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後最初に任命する管理運用法人の委員については、その任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、二年六月以上四年六月以内で厚生労働大臣の定める任期をもって任命することができる。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日からこの項本文の規定により定められた任期の末日を含む事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

(運用委員会の委員に関する経過措置)

第八条 第三号施行日の前日において管理運用法人の運用委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第十七条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 管理運用法人の運用委員会の委員であった者に係る旧管理運用法人法第十七条第三項において準用する旧管理運用法人法第十三条の規定による秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第三号施行日以後も、なお従前の例による。

八条の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

3 厚生労働大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命する管理運用法人の委員については、その任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、二年六月以上四年六月以内で厚生労働大臣の定める任期をもって任命することができる。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日からこの項本文の規定により定められた任期の末日を含む事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

(運用委員会の委員に関する経過措置)

第八条 第二号施行日の前日において管理運用法人の運用委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第十七条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 管理運用法人の運用委員会の委員であった者に係る旧管理運用法人法第十七条第三項において準用する旧管理運用法人法第十三条の規定による秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。